

重度障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大の脅威の中、あらためて医療提供体制の確立、医療関係法・制度の拡充の重要性が明らかになっている。とりわけ、障害者にとっては「健康に生きる」ことの願いが、コロナ禍を通して、これまで以上にその切実さを増している。

障害者医療をめぐるのは国の不十分な制度を補う形で、兵庫県でも重度障害者医療費助成制度が実施されている。この制度は、1960年代に自治体独自施策として実施され、いまではすべての自治体で実施され、障害者にとってはなくてはならない制度となっている。

本来、障害者医療は国の制度として実施されるべきものである。にもかかわらず、国に変わって実施している自治体に対し、窓口無料化は医療機関に受診する患者が増えて医療費が増大化するとして、ペナルティー制度（国民健康保険制度に対する国庫負担を減額する措置など）の制裁を加えており、このこと自体、本末転倒である。

新型コロナウイルス感染における最大の教訓として、医療提供体制の確立と医療関係法・制度の改正・拡充であり、この機に重度障害者医療費助成制度の国の制度化がきわめて重要な課題となっている。よって、下記の事項が国において速やかに実施されることを要望する。

記

1. 障害者医療費無料制度を国の制度として創設すること。その際、精神障害者・難病などを含む全ての障害者を対象にするるとともに、通院・入院ともに適用すること。
2. 重度心身障害者医療費助成制度に対する国のペナルティー制度を全廃すること。
3. 当面、重度障害者医療費助成制度に対し国の財政支援をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

兵庫県南あわじ市議会議長 谷 口 博 文

意見書提出先

- 衆議院議長 細田博之様
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
- 参議院議長 山東昭子様
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
- 内閣総理大臣 岸田文雄様
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
- 財務大臣 鈴木俊一様
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
- 厚生労働大臣 後藤茂之様
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2